

**※これはひな型です。
事業参加希望の方のみ、別途締結します。**

北部九州・古着地域循環推進協議会の参加に係る協定書

北部九州・古着地域循環推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、北部九州における古着の地域循環を推進する事業（以下「本事業」という。）への参加について、以下の条項に従い協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（基本事項）

第1条 甲と乙は、北部九州・古着地域循環推進協議会規約第1条に定める理念を共有し、本事業に取り組むものとする。

（役割分担）

第2条 本事業における甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

甲 乙が本事業に円滑に参加できるよう取り計らい、乙と連携・協力して本事業の更なる拡大を図るとともに、乙の本事業参加について広く周知する。

乙 古着を地域循環システムに供給する業務のほか、共通の広報用品の使用等、甲が行う広報等の事業に協力する。

（法令等の遵守）

第3条 本事業に参加するにあたり、乙は、関連法令及び北部九州・古着地域循環推進協議会規約を遵守しなければならない。

（暴力団関与の場合の本事業からの排除）

第4条 乙は、本事業に関与する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に報告するとともに、本事業から排除しなければならない。

- (1) 役員等（本事業に関与する者が個人である場合にはその者を、本事業に関与する者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(信義信頼関係の構築及び不利益な取扱いの禁止)

第5条 甲及び乙は、本事業の実施にあたり、双方の信義信頼関係の下で取り組むものとし、特段の事由（商取引上の条件等に関する事項を除く。）がない限り、本事業に関与する者の排除及び不利益な取扱いをしてはならない。

(誠実協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議のうえ対処するものとする。

上記を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 北部九州・古着地域循環推進協議会 会長 大山 勝

乙